

# 長野県警察 SNS 運用業務仕様書（案）

## 1 委託業務名

長野県警察 SNS 運用業務

## 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 3 業務の基本的方針

若年層の利用率が高いSNSを用いて、長野県警察の魅力や警察業務のやりがい等をインパクトかつ訴求力のある広告により発信することで、長野県警察に興味を持つ人を増やし、受験者数の向上及び優秀な人材の確保を図る。

## 4 業務の内容

- (1) 投稿内容の企画・立案
- (2) 画像・動画の撮影・編集
- (3) SNS への定期的な投稿
- (4) 広告配信
- (5) アクセス数等の分析・投稿内容の改善
- (6) その他、業者の提案によるもの（任意）

## 5 仕様等

- (1) 投稿内容の企画・立案
  - ア インスタグラムアカウント  
長野県警察採用センター（nagano\_police\_saiyo）
  - イ ターゲット  
公安職をメインとした公務員を目指す、年齢層 13 歳から 35 歳までの男女
  - ウ 投稿内容の選定  
プレゼンテーションの提案内容を基に、企画会議を月 1 回以上開催し、投稿内容及び投稿スケジュールを決定する。
- (2) 画像・動画の撮影・編集
  - ア 投稿内容に基づき、制作に必要な撮影を年間 5 日以上行い、撮影場所については長野市内に限らず、長野県内複数箇所撮影し、発注者が場所を指定する場合がある。
  - イ GoPro やドローンを使用した撮影を行い、撮影に係る撮影許可、道路使用許可は請負業務に含むとする。
  - ウ 撮影に係る肖像権・著作権処理は請負業務に含むとする。
  - エ 映像の加工・編集、ナレーション、音楽、テロップの挿入等の編集作業を行

う。

オ 動画の規格は YouTube、SNS 等へ掲載可能な形式（WMV、MP4 等）とする。

(3) SNS への定期的な投稿

ア 投稿数

通常投稿、動画投稿併せて月 8 回以上、年間 72 回以上

3～5 分程度のプロモーション動画を 1 本以上

※通常投稿、動画投稿の投稿数比は協議の上決定

イ 企画会議において決定した投稿内容を基に具体的な投稿案を作成し、発注者の承認を得た上でアカウントに投稿すること。

ウ 投稿記事はターゲットの興味・関心を高める内容となるよう工夫すること。

エ 投稿日時については、投稿内容に応じて発注者と協議の上決定すること。

オ 本業務において不適正と思われる投稿を行わないよう、投稿内容や写真等、複数人による確認体制を敷くこと。

(4) 広告配信

1,000～10,000 回／月の広告を配信

※インプレッションは協議の上決定

(5) アクセス数等の分析・投稿内容の改善

請負者は投稿内容を分析し、企画会議で現状の課題や対策に関する提案を行うこと。

(6) 交通費等

打合せ、スタッフ等の取材場所の移動等に伴う交通費等は、請負者負担とする。

## 6 成果物の納品

全ての成果品のデータは、CD 又は DVD-ROM で納品すること。

成果物内で使用しなかった写真を含め、写真データの画像ファイル（JPG、PNG）データを、長野県警察本部へ納品すること。

成果品は請負者において、知的財産権処理を済ませること。

DVD-ROM は、一般的な家庭用プレイヤーでの再生及び DVD ドライブ付パソコンでの複製が可能なデータ形式とすること。

## 7 実績報告等

SNS 等広告の掲載実績、効果測定、分析状況をわかりやすくした報告書を期間終了後に速やかに提出すること。

また、全ての事業完了後、業務完了報告書を提出すること。

## 8 業務の再委任

請負者は、業務の全部又は一部を第三者に委任することはできない。ただし、業務の性質上他業者に再委任しなければならない業務及び効果の飛躍的な向上が見込

めるときは、発注者の承諾を得た上で、業務の一部を再委任することが可能である。

## 9 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、請負者は法令及び条例規則等を遵守し、発注者と十分調整を行うこと。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (3) 疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項や細部の事業内容については、その都度長野県警察本部警務課警察職員採用センターと協議の上、定めることとする。
- (4) 制作物は、他社の知的所有権を侵すものではないこと。他者の知的所有権に関する紛争が生じた場合は、請負者の責任において対応し、その損害等について賠償すること。
- (5) 個人情報の保護に十分注意し、流出、損失が生じないようにすること。
- (6) 請負者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- (7) 契約期間中、請負者は業務全般を把握し、発注者と対面またはオンラインで定期的に打ち合わせができる体制とすること。